

711. 2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン

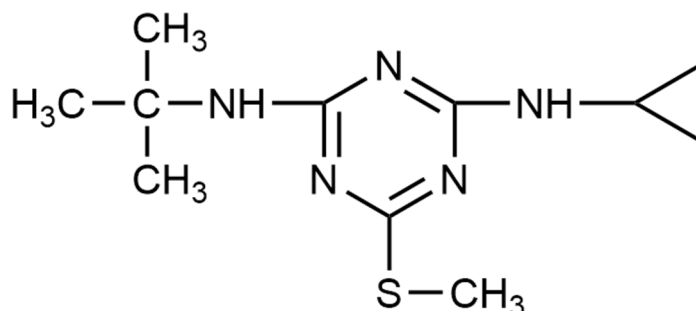
別 名: イルガロール

管 理 番 号: 711

PRTR 政令番号: 1-398 (化管法施行令(2021 年 10 月 20 日公布)の政令番号)

CAS 登録番号: 28159-98-0

構 造 式:



性 状: 淡黄色の固体 水に溶けにくい(水溶解度 10 mg/L 未満)

- ・2-tert ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジンは、「イルガロール」とも呼ばれ、漁網や船底の防汚剤(防藻剤)、建材用塗料の防藻成分として使われています。
- ・排出及び移動に関する概要については、PRTR データの公表(2024 年度末)後に記載します。

■用途

2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(以下「イルガロール」と表記します)は、漁網や船底の防汚剤(防藻剤)、建材用塗料の防藻成分として使われています。

■排出・移動

化学物質排出把握管理促進法(化管法)改正後の PRTR データの公表(2024 年度末)後に記載を行う予定です。

■環境中での動き

2022 年 3 月時点では、環境中での動きに関する知見はありません。

■PRTR 対象物質選定の根拠（有害性）

生態毒性 イルガロールは、藻類の NOEC（無影響濃度） が 0.00023 mg/L (=0.23 µg/L)、EC₅₀（半数影響濃度） が 0.00147 mg/L (=1.47 µg/L)、甲殻類等（ミジンコ類）の NOEC が 0.56 mg/L 未満 (<0.56 mg/L)、EC₅₀ が 5.3 mg/L、魚類の NOEC が 0.004 mg/L (=4 µg/L)、LC₅₀（半数致死濃度） が 0.75 mg/L とされています¹⁾。（藻類 NOEC は後述「生態（有害性・リスク評価）」に示す藻類 NOEC と同じです。また、藻類 EC₅₀、甲殻類等 NOEC、甲殻類等 EC₅₀ 及び魚類 LC₅₀ は PNEC（予測無影響濃度） を算定する際の候補となりました。）

■人健康

2022 年 3 月時点では、わが国ではイルガロールの環境中へ排出後の人の健康に関するリスク評価は行われていません。

■生態（有害性・リスク評価）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） のリスク評価（一次）評価 I では、藻類の NOEC が 0.00023 mg/L (=0.23 µg/L) であること（「PRTR 対象物質選定根拠（有害性）・生態毒性」にて示したデータと同じです。）を根拠とし、水生生物に対する PNEC を 0.000023 mg/L (=0.023 µg/L) と算定しています¹⁾。

なお、イルガロールは化審法で、平成 25(2013)年 12 月 20 日告示で生態影響における優先評価化学物質に指定されています。

生産量等		【化審法：優先評価化学物質（通し番号 160）として】 製造・輸入数量（2019 年）：100 トン未満 ²⁾		
排出・移動量 (PRTR データ)		化管法改正後の PRTR データの公表（2024 年度末）後に記載を行う予定です。		
PRTR 対象物質選定（2021 年 10 月改正政令）の根拠（以下の欄に「○」または根拠を記載）				
	有害性	生態毒性（藻類，甲殻类等，魚類）		
	排出量等 (2014 ～ 2017 の平均)	PRTR 排出量	PRTR 移動量	推計排出量 または 製造・輸入数量
	環境モニタリ ング結果 (2008～2017)	複数地域検出※1	※1：「御利用にあたって」に記載の該当調査で 2008～2017 年の 期間に複数地域で検出された場合に選定根拠とします。	
	環境保全施策 上必要な物質 (法令等)			
	環境データ※2 (～2022.3 公表 時点の最新)	公共用水域 ・化学物質環境実態調査：検出数 0/30 検体（ <u>検出下限値</u> 0.000008 mg/L (=8 ng/L)）； [2005 年度，環境省]		

適用法令等 (2022 年 10 月時点)	・ 化学物質排出把握管理促進法（化管法）：第一種指定化学物質 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）：優先評価化学物質（生態影響） ・ <u>GHS 分類結果</u>^{3)※3}  水生環境 有害性 短期（急性）、 長期（慢性）
---------------------------------	---

※2：環境データについては、PRTR 選定根拠に用いたデータと必ずしも一致しないことがあります。詳細は、「御利用にあたって」をご確認ください。

※3：2017 年までの GHS 分類結果は、対象物質選定根拠のひとつとして考慮されますが、必ずしも化管法対象物質の選定根拠になっていないことがあります。（該当する危険有害性についてピクトグラムを示します）

■ 引用・参考文献

- 1) 経済産業省「リスク評価（一次）評価 I で用いた生態影響のデータ」（2015 年度）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/151126006.pdf
- 2) 経済産業省「優先評価化学物質の製造・輸入数量」（2019 年度実績）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/priority/volume_priority_2019FY.pdf
- 3) NITE 統合版 政府による GHS 分類結果
<https://www.nite.go.jp/chem/ghs/m-nite-28159-98-0.html>

■ 性状・用途に関する参考文献

- ・ 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」安全データシート
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/28159-98-0.html>

■ 改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第 1 版	2023 年 3 月 9 日	初版発行